

「やまぐち障害者いきいきプラン」及び「山口県障害福祉サービス実施計画」 (最終案) について

I 共通事項

1 計画策定の趣旨

現行の「やまぐち障害者いきいきプラン（2018～2023）」及び「山口県障害福祉サービス実施計画（第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画）」の計画終了に伴い、次期計画を策定する。

2 計画の位置付け

やまぐち障害者いきいきプラン	山口県障害福祉サービス実施計画
<ul style="list-style-type: none"> 障害者基本法第11条第2項に基づく「都道府県障害者計画」 障害者施策の推進に関する基本的な方向性を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法第89条第1項に基づく「都道府県障害福祉計画」及び、児童福祉法第33条の22第1項に基づく「都道府県障害児福祉計画」（一体のものとして作成） 障害福祉サービス等の提供体制の確保と円滑実施を図るため、障害福祉サービス等の成果目標やサービス見込量を定める。

3 計画期間

やまぐち障害者いきいきプラン	山口県障害福祉サービス実施計画
令和6年度～令和11年度（6年間） ※障害福祉サービス実施計画（3年）の2期分に連動	令和6年度～令和8年度（3年間）

年度	H30 2018	H31 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
いきいきプラン	プラン(2018～2023)						プラン(2024～2029)					
県障害福祉サービス計画	障害福祉計画第5期			障害福祉計画第6期			障害福祉計画第7期			障害福祉計画第8期		
	障害児福祉計画第1期			障害児福祉計画第2期			障害児福祉計画第3期			障害児福祉計画第4期		

4 パブリックコメント（R5.12.18～R6.1.17）の実施結果

計画の基本的な考え方の変更を必要とする内容のものはなかった。

区 分	障害者いきいきプラン	障害福祉サービス実施計画
計画の記載内容に関するもの	3件	0件
今後の施策の推進に関するもの	8件	0件
その他	1件	0件
計	12件	0件

（主な意見の内容）

- ・ 障害者も積極的に地域のフィットネス施設や健康スポーツに参加できる体制や施設整備を目指してほしい。
- ・ 仕事を紹介しているところに行ったが、障害が重いことを理由に紹介を断られた。もっと寄り添った対応をしていただきたい。

5 素案からの変更点

- ・ 語句の表現修正
- ・ 市町からの最終報告値への修正
- ・ 用語解説の充実

6 計画の推進体制

「山口県障害者施策推進協議会」において、計画の進捗状況を把握し、計画の適切な進行管理を行うとともに、計画的な施策の推進を図る。

7 策定経過等

時 期	会議等	内 容
令和5年7月	第1回県障害者施策推進協議会	計画策定 素案審議 素案報告
11月	第2回県障害者施策推進協議会	
12月	県議会環境福祉委員会 パブリックコメント（12/18～1/17）	
令和6年2月	第3回県障害者施策推進協議会	最終案審議 最終案報告
3月	県議会環境福祉委員会	
3月	策定・公表	

Ⅱ やまぐち障害者いきいきプラン

1 基本的な考え方

国の「第5次障害者基本計画」を基本とし、現計画の推進状況や障害者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、県の施策の推進方向を整理する。

<第5次障害者基本計画(R5～9年度)>

障害者権利条約を踏まえた、障害者差別の解消、地域社会における共生等の障害者施策の取組を推進

<現計画の推進状況>

「地域移行・地域定着への支援」「就労支援」「障害者スポーツ・文化芸術活動の振興」について、引き続き重点的な取組が必要

<障害者を取り巻く環境の変化等>

- ・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」の制定（R4）に伴う障害理解の一層の取組推進の必要
- ・医療的ケア児支援法の成立（R3）等、障害児支援の重要性の高まり

2 計画の内容

(1) 基本理念

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

(2) 施策体系

5つの施策分野ごとに、特に取組の充実が必要な施策を「重点施策」と位置付け、取組を推進する。

I 障害への理解を深め、共に生きる社会の実現
重点 拡 障害理解と相互交流の促進 ・若年層へのあいサポート運動の一層の推進 ・障害のある人とない人の交流促進 等
II 自立生活を支える基盤整備
重点 新 障害のある子どもへの支援の充実 ・医療的ケア児、発達障害児（者）、難聴児支援等
III 地域で共に暮らせる、住みよい生活環境の整備
重点 地域生活支援体制の充実 ・地域生活支援拠点の機能の充実等
IV 自立と社会参加に向けた雇用・就労促進
重点 障害特性に応じた就労支援 ・一般就労への移行支援、工賃向上支援等
V 個性と能力を発揮できる教育・社会参加
重点 拡 障害者スポーツ・文化芸術活動の振興 ・誰もが障害者スポーツ等に親しめる機会の推進等

Ⅲ 山口県障害福祉サービス実施計画

1 基本的な考え方

国が定める基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援の円滑な実施を図るための指針）に即し、かつ、市町において定める「市町障害福祉計画・市町障害児福祉計画」との整合性を確保しながら策定する。

2 計画の内容

国の基本指針に示されている成果目標等について、市町が設定する目標数値や見込量の積み上げ等により県値を設定する。

(1) 成果目標

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
入所施設からの地域生活移行者数等
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
長期入院患者数の削減等
- ③ 地域生活支援の充実
新 強度行動障害を有する者への支援体制の整備等
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
一般就労への移行者数等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備
新 医療的ケア児支援センターの設置等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
市町における基幹相談支援センターの設置等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
計画的な人材養成等によるサービスの質向上等

(2) 障害福祉サービス等の見込量と確保策等

- ・ 各年度の指定障害福祉サービス等の必要量の見込み
- ・ 指定障害福祉サービス等の必要な見込量の確保のための方策 等

(3) 地域生活支援事業の実施に関する事項

- ・ 専門性の高い相談支援事業、広域的な支援事業
- ・ サービス・相談支援、指導者育成事業 等

(4) その他自立支援給付等及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

- ・ 障害者虐待の防止、差別解消の推進等

「やまぐち障害者いきいきプラン」及び「山口県障害福祉サービス実施計画」の主な数値目標

I 障害への理解を深め、共に生きる社会の実現

指 標 名	現状値(基準年度)	目標値(目標年度)
あいサポーター数	32,435 人(R4)	90,000 人(R11)
新 うち若年あいサポーター数	13,934 人(R4)	30,000 人(R11)
あいサポート企業・団体認定数	267 社(R4)	400 社(R11)

II 自立生活を支える基盤整備

指 標 名	現状値(基準年度)	目標値(目標年度)
新 児童発達支援センターの設置	16 市町(R4)	19 市町(R8)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	10 市(R4)	19 市町(R8) (又は圏域)
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	9 市(R4)	19 市町(R8) (又は圏域)

III 地域でともに暮らせる、住みよい生活環境の整備

指 標 名	現状値(基準年度)	目標値(目標年度)
施設入所者の地域生活移行者数	25 人(R2~4)	78 人(R5~8)
地域生活支援拠点等の整備	16 市町(R4)	18 市町(R8) (又は圏域)
新 基幹相談支援センターの設置	9 市(R4)	16 市町(R8) (又は圏域)

IV 自立と社会参加に向けた雇用・就労促進

指 標 名	現状値(基準年度)	目標値(目標年度)
一般就労移行者数	151 人(R3)	220 人(R8)
就労移行支援利用者数	213 人(R4)	248 人(R8)
新 就労定着支援事業の利用者数	104 人(R3)	166 人(R8)

V 個性と能力を発揮できる教育・社会参加

指 標 名	現状値(基準年度)	目標値(目標年度)
新 障害者スポーツ教室参加者数	453 人(R4)	現状値以上(R11)
障害者スポーツ指導者養成数	1,043 人(R4)	1,288 人(R11)

※ II~IVについては、「山口県障害福祉サービス実施計画」で設定、管理。

「やまぐち障害者いきいきプラン」(最終案)の概要

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

障害者総合支援法等の法改正や障害者を取り巻く環境の変化を踏まえて、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定

2 計画の位置付け

障害者基本法第11条第2項に基づく「都道府県障害者計画」

3 計画の期間

令和6年度～令和11年度(6年間)

※「山口県障害福祉サービス実施計画」(3年×2期)に連動

4 計画の対象となる障害者の定義

障害者基本法第2条の規定に基づく「障害者」であり、障害者手帳所持者に限らず、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする。

5 計画の推進体制と進行管理

関係機関・団体の代表等で構成される「山口県障害者施策推進協議会」において進行管理を行い、計画的な施策推進を図る

第1章 障害者施策に関する現状

1 本県の障害者の状況

- ・障害者手帳の所持者は県人口の6.6%(約8万5千人)
- ・身体障害者手帳保有者の78%が65歳以上
- ・知的障害者、精神障害者が増加

2 障害者を取り巻く環境の変化

- ・医療的ケア児支援法の施行(R3)
- ・障害者総合支援法の改正(R4.4施行)
- ・山口県手話言語条例の施行(R1)
- ・障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例の施行(R4)

第2章 計画の基本理念と施策体系

1 基本理念

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

2 施策推進の基本的視点

施策の策定や実施にあたり共通する基本的な視点を設定

- ① 自己決定の尊重と意思決定支援
- ② 社会的障壁の除去
- ③ 情報アクセシビリティの向上
- ④ 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- ⑤ 障害特性等に配慮した支援
- ⑥ 総合的かつ計画的な取組の推進

第3章 主要施策の具体的推進方向

5つの施策分野に編成した施策体系に基づき、取組を推進

I 障害への理解を深め、共に生きる社会の実現

障害者差別解消法の改正や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」の制定を踏まえ、相互交流等を通じた障害理解の促進や「あいサポート運動」の一層の推進を図る。

1 拡 障害理解と相互交流の促進 重点施策

- ・あいサポート運動の推進、相互交流の促進
- ・広報・啓発活動

2 差別の解消、権利擁護の推進

- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・虐待防止体制の整備、権利擁護

3 地域における福祉活動の充実

- ・ボランティア活動の推進、協働体制の促進

II 自立生活を支える基盤整備

広域的・専門的な相談支援機関を中心とした相談支援体制の充実・強化を図るとともに、障害のある子どもの健全な成長のため、関係機関と連携して障害のある子どもや家族への支援体制の強化を図る。

1 新 障害のある子どもへの支援の充実 重点施策

- ・障害児療育体制の充実
- ・医療的ケア児支援、発達障害児(者)支援

2 相談支援・連携体制の整備

- ・専門的・広域的な相談支援体制

3 生活支援体制の整備

- ・障害サービス提供体制の整備充実

4 保健・医療提供体制の充実

III 地域で共に暮らせる、住みよい生活環境の整備

入所施設や精神科病院から地域生活への移行を促進し、自らの望む地域での生活への支援体制を充実する。また、市町における基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備と機能の充実の支援を行う。

1 地域生活支援体制の充実 重点施策

- ・地域生活移行の推進、地域定着のための支援

2 福祉のまちづくりの推進

- ・ユニバーサルデザインの推進等

3 情報環境・意思疎通支援の充実

- ・情報アクセシビリティ、意思疎通支援の充実

4 安全・安心の確保

- ・防災、感染症対策等の推進
- ・消費者被害の防止

IV 自立と社会参加に向けた雇用・就労促進

一般就労への移行に向けた支援、就労後の定着支援を充実するとともに、福祉施設の受注機会の拡大を図るなど工賃向上に向けた取組を推進する。

1 障害特性に応じた就労支援 重点施策

- ・一般就労への移行支援・定着支援
- ・福祉的就労の支援

2 雇用の場の拡大

- ・障害者雇用の促進、普及啓発

V 個性と能力を発揮できる教育・社会参加

障害者スポーツ・文化芸術活動の振興を図るとともに、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、誰もが障害者スポーツに親しめる機会や障害のある人の文化芸術活動に触れる機会づくりを進めていく。

1 拡 障害者スポーツ・文化芸術活動の振興 重点施策

- ・障害者スポーツの推進、文化芸術活動の振興

2 教育支援の充実

- ・特別支援教育の充実

「山口県障害福祉サービス実施計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）」（最終案）の概要

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

障害福祉サービス等の提供体制の確保と円滑な実施を図るために策定

2 計画の位置付け

障害者総合支援法第89条第1項に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく「障害児福祉計画」

3 基本理念

「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

4 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

5 計画の達成状況の点検及び評価

「山口県障害者施策推進協議会」において点検・評価を実施

6 障害保健福祉圏域

8圏域を設定（保健医療圏域及び老人福祉圏域と同様）

第1章 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・ R8年度末までに78人を地域移行
(R4年度末入所者2,123人の3.7%)
- ・ R8年度末までに入所者を73人削減
(R4年度末入所者2,123人の3.4%)

2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 退院後1年以内の地域生活日数の平均が326日以上
- ・ R8年度末の1年以上長期入院患者数が2,623人
- ・ 早期退院率 入院後3か月時点：56%以上
入院後6か月時点：74%以上
入院後1年時点：85%以上

3 地域生活支援の充実

- ・ 各市町に地域生活支援拠点等を整備
- ・ コーディネーター配置等による各市町の地域生活支援拠点等の機能の充実
- ・ 支援実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討
- ・ **新**各市町（又は圏域）において、強度行動障害を有する障害者に対する支援体制の整備

4 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ R8年度中の一般就労者数を220人へ
(R3年度：151人の1.45倍)
- ・ **新**就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上
- ・ R8年度中の就労定着支援利用者数を166人へ
(R3年度：104人の1.60倍)
- ・ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上
- ・ **新**雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制構築の推進

5 障害児支援の提供体制の整備

- ・ 各市町（又は圏域）に児童発達支援センターの設置
- ・ 各市町で障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
- ・ 難聴児支援のための連携体制の強化等
- ・ 各市町（又は各圏域）に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保
- ・ **新**コーディネーターによる医療的ケア児等への相談支援等
- ・ 医療的ケア児等に対する関係機関による協議の場の設置
- ・ 各市町に医療的ケア児に関するコーディネーターを配置
- ・ **新**障害児入所施設からの移行調整に係る協議の実施

6 相談支援体制の充実・強化等

- ・ 各市町に基幹相談支援センターの設置
- ・ **新**各市町において、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・ 計画的な人材養成等によるサービスの質向上等

第2章 障害福祉サービス等の見込量と確保策等

1 各年度の指定障害福祉サービス等の必要量の見込み等

(1) 指定障害福祉サービス（月平均利用人数）

サービス区分	R4実績	R8見込み	伸び率等	
訪問系	1,498	1,612	7.6%	
日中活動系	9,324	10,831	16.2%	
居住系	グループホーム	1,533	1,763	15.0%
	入所	2,103	2,053	▲2.4%

(2) 指定相談支援（月平均利用人数）

支援の区分	R4実績	R8見込み	伸び率等
計画・地域移行・地域定着計	2,457	2,977	21.2%

(3) 指定障害児支援（月平均利用人数）

サービス区分	R4実績	R8見込み	伸び率等
通所支援	4,041	5,085	25.8%
訪問支援	132	266	101.5%
入所支援	99	97	▲2.0%
相談支援	1,062	1,510	42.2%

2 成果目標等の達成のために必要な活動指標

- ・ 福祉施設からの一般就労を支援する指標としての、障害者に対する職業訓練の受講者数等 など

3 各年度の必要入所定員総数

- ・ 障害者必要入所定員総数 2,174人
- ・ 障害児必要入所定員総数 356人

4 指定障害福祉サービス等の必要な見込量の確保のための方策等

- ・ 全圏域共通の取組事項（感染症対策等）
- ・ 圏域ごとの取組事項

5 人材の養成及びサービスの質の向上のための取組

- ・ 地域生活支援事業を活用した人材養成
- ・ サービス提供事業者への第三者評価の普及啓発等

第3章 地域生活支援事業の実施に関する事項

- 1 専門性の高い相談支援事業
- 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、市町相互間の連絡調整事業
- 4 広域的な支援事業
- 5 サービス・相談支援者、指導者育成事業
- 6 その他の日常生活支援、社会参加支援の事業等

第4章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

- 1 障害者等に対する虐待の防止
- 2 意思決定支援の促進
- 3 障害者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進
- 4 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 5 障害を理由とする差別の解消の推進
- 6 障害福祉サービス等利用者の安全確保に向けた取組等